

## ○大和川右岸水防事務組合表彰審査会設置要綱

制 定 平 27. 8. 11 決裁

(目的)

**第1条** 大和川右岸水防事務組合表彰規則第4条の規定に基づき、表彰者の選考について審議するため、大和川右岸水防事務組合表彰審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審議事項)

**第2条** 審査会では次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 大和川右岸水防事務組合表彰実施要綱第2条に定める表彰事由に該当するかどうかの認定
- (2) 表彰対象者の選考
- (3) その他必要な事項

(構成)

**第3条** 審査会は委員長、副委員長及び委員で構成する。

- (1) 委員長は副管理者とする。
- (2) 副委員長は水防団長とする。
- (3) 委員は、副管理者、事務局長が指名する副団長のうち3名以内の副団長及び水防に関して造詣の深い者に委嘱する。

(事務局)

**第4条** 審査会の事務を処理するために大和川右岸水防事務組合に事務局を置く。

- 2 事務局は審査会の議事を記録し、これを保存する。

(運営)

**第5条** 審査会は、必要に応じて委員長が招集し、これを開催する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

2 審査会が表彰等を行うことが不相当と認める者はこれを行わない。

**附 則**

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。